

◎新潟県告示第930号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和7年10月10日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称		事業所の所在地		変更年月日
株式会社アイン北陸	新潟市中央区湖南24番地2	新	アイン薬局 柏崎西山店	柏崎市西山町礼拝字 前田430		令和7年9月1日
		旧	ハート調剤 薬局 西山 店			
株式会社アイン北陸	新潟市中央区湖南24番地2	新	アイン薬局 柏崎東本町 店	柏崎市東本町1丁目 1-23-1		令和7年9月1日
		旧	ハート調剤 薬局 柏崎 店			
社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会	魚沼市小出島1240番地2	魚沼社協訪問介護事業所		新	魚沼市今泉1477番地1	令和7年8月1日
				旧	魚沼市堀之内4315番地	